



こりゃ、ほっとけん!

# 保つと険NEWS

創刊号

平成23年

12月1日(木)

発行所 顧問料不要の三輪会計事務所

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F ☎: 06-6209-7191

総合HP: <http://www.zeirishi-miwa.co.jp> 自動見積はこちら: <http://www.zeirishi-houshu.com> (禁無断転載・ネット上を含む)

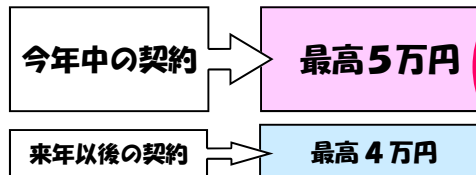
## 個人年金のススメ

厚生労働省が年金制度改革で「68歳支給開始案」を発表しました。公的年金の支給開始時期は遅くなり、支給額も以前より下がってくるなか「自分の老後資金は自分で貯める」と考える方も多いのではないのでしょうか。

民間の個人年金に加入した場合、支払った保険料のうち一定額が所得控除されます。銀行に貯金をしていても所得控除はありませんので、毎月貯めていく事に自信のある方は、節税効果のある個人年金がオススメです。

## 来年保険料控除が改正されます!

また来年度から保険料控除が次のように改正されます。平成23年12月31日までにした契約は、生命保険料控除・個人年金保険料控除ともに最高5万円ずつが適用されますが、平成24年1月1日以後の契約については、どちらも最高4万円ずつに引き下げられます。(介護医療保険料控除は新設されます)



来年以降も5万円が適用されますので契約は今年中に!

## 個人年金控除を使えていない!?

生命保険料の5万円控除を使っている方は多いのですが、年金保険料の5万円控除を使えている方はあまりいらっしゃいません。その理由は3つあります。1つはそもそも個人年金に入っていない。もう1つは個人年金の控除を知らない。最後の1つは適格税制要件を満たさないことです。適格税制要件とは、  
①年金の受取人が保険料の払込者、又はその配偶者であること

- ②保険料は10年以上の期間にわたって、定期に支払う契約であること
- ③年金の支払いは、受取人の年齢が満60歳になってから10年以上の定期又は終身の年金であること

これらの要件を満たしていないと、一般の生命保険料控除の適用となってしまいますのでご注意ください。

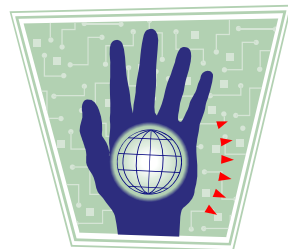
## こんなに税額が違う!?

実際に保険料控除を全額(10万円)を使った場合と使わなかった場合とでは、どれだけ税額に差が出るのでしょうか。

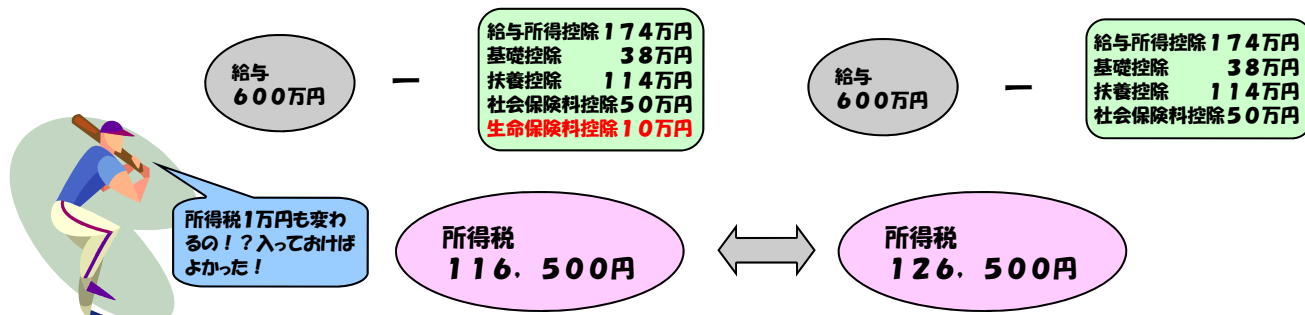
《生命保険・年金保険加入の場合》

【事例】

- 年収600万円社会保険料50万円
- 扶養家族3人
- 他に所得はない
- 一般の生命保険料10万円  
個人年金保険料10万円支払



《生命保険・年金保険未加入の場合》



# お問合せシート

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所  
( I N G生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
氏名	
住所	〒
TEL	
FAX	
E-Mail	@

■どのようなご相談ですか？（下記チェックしてください。複数選択可）

- 法人の節税プランを考えてほしい
- 相続対策プランを考えてほしい
- 保険の現状分析をしてほしい
- 無駄な保険がないか見直しをしてほしい
- 保険を活用したいいい運用プランを考えてほしい
- その他

ご相談は  
無料

**FAX 06-6209-8145**

※この用紙をFAXしてください。

**TEL 06-6209-7191**



**hukumoto@zeirishi-miwa.co.jp**

※弊社お客様は担当者へ直接ご連絡ください。

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所

( I N G生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F TEL：06-6209-7191 FAX：06-6209-8145